

備考

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

宅地建物取引士証



氏名 小林 園子
(平成10年6月2日生)
住所 東京都練馬区豊玉上2-23-1
-301
登録番号 (東京) 第273582号
登録年月日 令和3年6月21日

令和8年7月27日まで有効

東京都知事 小池 百合子



交付年月日 令和3年7月28日
発行番号 第211307654号